

1. はじめに

①計画の目的

御嵩町新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「町行動計画」という。）は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号。以下「特措法」という。）第8条の規定に基づき作成する計画であり、新型インフルエンザ等への対策を強化することにより、感染拡大の防止と住民の健康被害や社会機能への影響を最小限にとどめることを目的とする。

②計画策定の趣旨

新型インフルエンザは、毎年流行を繰り返しているインフルエンザウイルスとはウイルスの抗原性が全く異なるウイルスで、その流行はおおよそ10年から40年の周期で発生している。ほとんどの人が新型のウイルスに対する免疫を獲得していないため、世界的な大流行（パンデミック）となり、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

また、未知の感染症である新感染症の中でその感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きいものが発生する可能性がある。

1918年（大正7年）のスペイン風邪では、全世界の患者数は約6億人、死者は2,000万～4,000万人、日本でも患者数は約2,300万人、死者は約38万人との報告がされている。

最近では、平成21年4月に、豚インフルエンザ由来の新型インフルエンザ（A/H1N1）が発生し、世界各国に感染が拡大した。日本国内でも発生後1年余りで約2,000万人が罹患したと推計され、平成25年には中国における鳥インフルエンザ（A/H7N9）の人への感染や新型コロナウイルス（MERS）の感染拡大など、新たな感染症も発生している。

このようなことから、国は平成17年12月に「新型インフルエンザ行動計画」を策定し、数次の改定を経て、前出の特措法を制定し、特措法第6条の規定により「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）を策定した。

岐阜県においても、平成25年10月、特措法第7条の規定により、これまでの行動計画を見直し、岐阜県新型インフルエンザ等対策行動計画（以下「県行動計画」という。）を策定した。

御嵩町においては、国及び県が策定した行動計画を踏まえ、平成21年5月に御嵩町新型インフルエンザ対策行動計画を策定して対策を推進してきたが、今回、特措法第8条の規定により、県行動計画に基づき、これまでの町行動計画を見直すものである。

第1章 対策の基本方針

1. 新型インフルエンザ等対策に関する基本方針

◎基本的な考え方

新型インフルエンザ等の発生時期を正確に予知することは困難であり、その発生そのものを阻止することは不可能である。また、世界中のどこかで新型インフルエンザ等が発生すれば、日本国内さらには御嵩町への侵入も避けられない。病原性が高くまん延のおそれのある新型インフルエンザ等が発生すれば、住民の生命や健康、経済全体にも大きな影響を与えかねない。この新型インフルエンザ等については、長期的には多くの住民が罹患するものであり罹患の発生が一定の期間に偏ってしまった場合、医療機関の受入れと医療の提供能力を超えてしまう事態を念頭に置かなければならない。

◎対策の目的

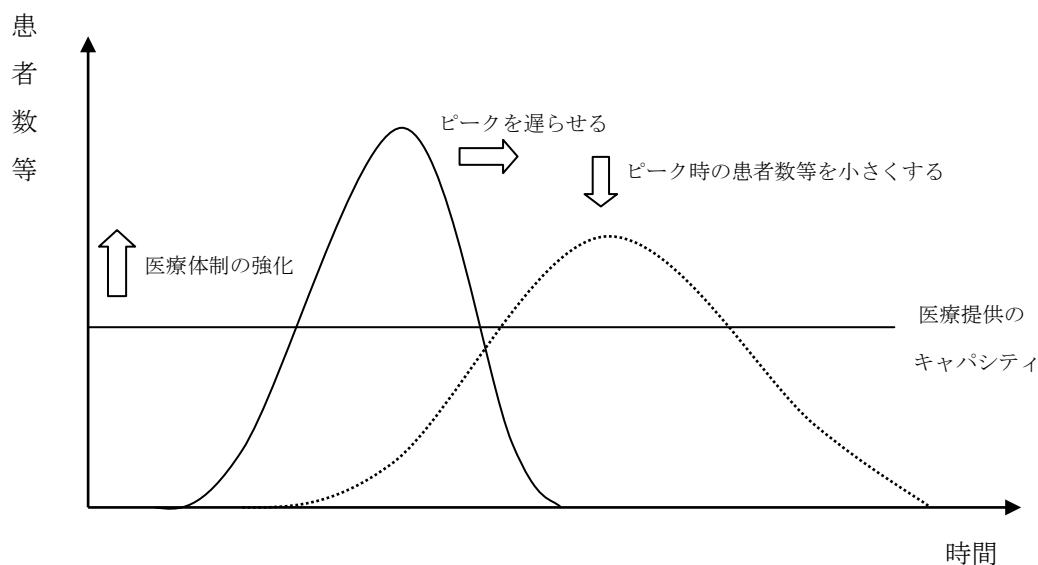
①感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護すること。

- ・感染拡大を抑え、流行のピークを遅らせ、医療体制の整備やワクチン製造のための時間を確保する。
- ・流行のピーク時に患者数等をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減するとともに、医療体制の強化を図ることで、患者が適切な医療を受けられるようにする。
- ・適切な医療の提供により、重症患者数及び死亡者数を減らす。

②住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにすること。

- ・地域での感染対策により、欠勤者の数を減らす。
- ・行政機関や医療機関・各事業者における事業継続計画の策定・実施等により、医療の提供の業務又は住民生活及び地域経済の安定に関する業務の維持に努める。

図1 対策の効果を表す概念図



2. 発生段階と緊急事態宣言

◎発生段階の基準

新型インフルエンザ等の対策は、発生状況や感染の段階に応じてとるべき対応が異なることから、状況の変化に即した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ各段階に応じた対応方針を定めておく必要がある。

政府行動計画では、新型インフルエンザ等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを5段階に分類しているが、地域での発生状況は様々であり、特に地域での医療提供や感染拡大防止策については柔軟に対応する必要があることから、地域における発生段階を別に定め、その移行については必要に応じて県が国と協議して判断することとしている。

本計画では、基本的に県が定める発生段階に応じて対策を実施することとする。

【発生段階の区分】

状 態	発生段階	
	県行動計画	政府行動計画
新型インフルエンザ等が発生していない状態	未発生期	未発生期
海外で新型インフルエンザ等が発生した状態	県内未発生期	海外発生期
いずれかの都道府県で新型インフルエンザ等が発生しているが、岐阜県内では発生していない状態		国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等の患者は発生しているが、すべての患者の接触歴を疫学調査で追える状態		国内発生早期
岐阜県内で新型インフルエンザ等患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	県内感染期	国内感染期
新型インフルエンザ等患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態	小康期	小康期

なお、各発生段階の期間は極めて短期間となる可能性があり、必ずしも段階どおりに進行するとは限らず、さらには、緊急事態宣言がされた場合には、対策の内容も変化することに留意する必要がある。

3. 新型インフルエンザ等発生時の被害想定

新型インフルエンザの流行規模は、病原体側の要因（出現した新型インフルエンザウイルスの病原性や感染力等）や宿主側の要因（人の免疫の状態等）、社会環境等多くの要因に左右される。また、病原性についても高いものから低いものまで様々な場合がありえ、その発生の時期も含め事前にこれらを正確に予測することは不可能である。

本行動計画を策定するに際しては、政府行動計画及び県行動計画において想定される流行規模に関するデータを参考に本町の被害を想定した。

なお、これらの推計にあたっては、新型インフルエンザ等ワクチンや抗インフルエンザ薬等による介入の影響（効果）、現在の医療体制、衛生状況等は含まれていない。

【被害想定】

項目		町内	県内	国内
流行期間		約8週間		
患者数（人口の25%）		約4,700人	約52万人	約3,200万人
受診者数		約1,800人 ～約3,600人	約20万人 ～約40万人	約1,300万人 ～約2,500万人
中等度 （アジアインフル エンザ並みの致命 率：0.53%）	入院患者数 （1日当たり最大）	約80人 （約15人）	約8,600人 （約1,600人）	約53万人 （約10.1万人）
	死亡者数	約25人	約2,800人	約17万人
重度 （スペインインフ ルエンザ並みの致 命率：2.0%）	入院患者数 （1日当たり最大）	約300人 （約60人）	約32,500人 （約6,500人）	約200万人 （約39.9万人）
	死亡者数	約95人	約10,400人	約64万人
従業員の欠勤率		最大40%程度		

4. 対策の基本項目

本行動計画では、新型インフルエンザ等対策の主たる目的（「感染拡大を可能な限り抑制し、住民の生命及び健康を保護する」「住民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする」）を達成するための施策について、次の6項目に区分して実施していくこととする。

- (1) 実施体制
- (2) 情報収集・提供及び共有
- (3) 予防・まん延防止

- (4) 予防接種
- (5) 医療
- (6) 住民生活及び地域経済の安定

(1) 実施体制

新型インフルエンザ等は、その病原性が高く感染力が強い場合、多数の生命・健康に甚大な被害を及ぼし、社会・経済活動の縮小や停滞を招くおそれがあることから、危機管理部門と公衆衛生部門が中心となり、全庁一丸となった取組を推進する。

新型インフルエンザ等が発生し、政府及び県対策本部が設置された場合は、直ちに、「御嵩町新型インフルエンザ等対策本部（以下「町対策本部」という。）」を設置し、住民の健康被害の防止及び社会機能の維持を図る。

ア) 対策本部の組織

対策本部の組織は、御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例（平成25年条例第2号）の定めるところによる。

イ) 主な所掌事務

- ① 町内発生に備えた総合的な対策に関する事。
- ② 町内発生時の危機及び健康被害対策に関する事。
- ③ 町内発生時の危機対策の実施に関する事。
- ④ 関係機関等の連絡調整に関する事。
- ⑤ その他新型インフルエンザ等対策に関する事。

【対策本部 各部の任務分担】

部	任務分担
総務部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 対策本部の設置及び運営に関する事。 2. 各部間の総合調整及び統制に関する事。 3. 各発生段階における搬送・連絡体制に関する事。 4. 感染拡大期における消防・救急業務に関する事。 5. 住民に対する情報提供及び啓発に関する事。 6. 電力・ガス等ライフライン事業者との連携について。 7. 職員の健康管理、感染予防に関する事。 8. 感染が疑われる職員等の出勤停止等の措置に関する事。 9. 役場の業務及び事業の継続ならびに見直しに関する事。 10. 防災行政無線等による広報に関する事。 11. 活動人員に対する食料や飲料水等の提供に関する事。

総務部	<ul style="list-style-type: none"> 1 2. 職員の派遣要請等に関する事。 1 3. 報道機関との連絡調整に関する事。 1 4. 新型インフルエンザ等に関する財政措置に関する事。 1 5. 車両の調達等、本部機能維持のための必要な資機材に関する事。 1 6. 町内各企業や団体との連絡及び調整に関する事。 1 7. 所管施設における感染予防対策及び感染拡大防止に関する事。
民生部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 関連情報及び活動の情報収集、伝達、集約に関する事。 2. 新型インフルエンザに関する実務的対策全般の推進に関する事。 3. 新型インフルエンザに関する医学的な情報の収集及び関係機関との連絡調整に関する事。 4. 住民からの相談等の対応に関する事。 5. 必要な医薬品・医療資器材などの調達に関する事。 6. 医師会及び医療機関との連絡調整に関する事。 7. 新型インフルエンザ等の発生状況の把握に関する事。 8. 新型インフルエンザワクチンの接種（特定接種、住民接種）に関する事。 9. 要支援者*に対する支援に関する事。 1 0. 遺体の埋火葬に関する事。 1 1. 町内各地区・自治会等との連絡調整に関する事。 1 2. 所管施設における感染予防対策及び感染拡大防止に関する事。
建設部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 水道事業及び下水道事業の要員の確保及び水道の安定供給に関する事。
教育部	<ul style="list-style-type: none"> 1. 児童、生徒及び保護者に対する啓発等に関する事。 2. 学校医との連絡調整に関する事。 3. 臨時休校等に関する事。 4. 文化・スポーツ関係行事の調整、自粛等に関する事。 5. 所管施設における感染予防対策及び感染拡大防止に関する事。

※地域防災計画 第12節 要配慮者対策にある要支援者名簿に掲載する者をいう。

(2) 情報収集・提供及び共有

新型インフルエンザ等対策を適切に実施するため、国が実施する各種サーベイランス及び岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム等による感染状況の把握を行うとともに、町内医療機関、学校、幼稚園、保育所等をはじめとした社会福祉施設などから情報を収集する。

新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があり、個人レベルでの対策がその後の感染拡大に重大な影響を及ぼすことから、住民への情報提供を迅速に行う必要がある。

そのため、新型インフルエンザ等の発生状況や今後実施される対策、予防やまん延に関する情報等を防災行政無線、町ホームページ、ケーブルテレビ等多様な媒体を用いて提供する。内容については、プライバシーの保護や公共性に十分配慮するとともに、誤った情報による風評被害の対処も必要となる。

住民からの問い合わせに対しては、役場庁舎内に相談窓口を設置するほか、岐阜県が設置するコールセンターの利用を周知する。

(3) 予防・まん延防止

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、流行のピークをできるだけ遅らせることで体制の整備を図るための時間を確保すること、また、流行のピーク時の受診患者数を減少させ、入院患者数を最小限にとどめ、医療体制を対応可能な範囲内に収めることに繋がるものである。

新型インフルエンザ等のまん延防止対策は、個人対策や地域対策、職場対策、予防接種などの複数の対策を組み合わせで行うが、対策が個人の行動を制限する面や、社会・経済活動に影響を与える面もあることを踏まえ、対策の効果と影響を総合的に勘案して実施する必要がある。

手洗い、うがい、マスク着用（咳エチケット）、また、自らが患者となった場合は外出を控えるなど、個人レベルでの感染予防策が基本となるため、その周知を図るとともに、学校や職場、社会福祉施設等における感染予防対策を強化する。

地域対策では、特措法第45条の規定により、新型インフルエンザ等緊急事態において、県知事が不要不急の外出自粛要請や学校・施設などの使用制限等の要請を行った場合、その周知徹底を図る。

また、新型インフルエンザ等の患者や濃厚接触者への対策として、新たな感染を防ぐため、保健所及び医療機関と連携し、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づく入院措置や外出自粛などの措置を実施する。

そのほか、新型インフルエンザ等の発生に備え、防護服、マスク、消毒薬等の資機材の備蓄を進める。

(4) 予防接種

ワクチンの接種により、個人の発病や重症化を防ぐことで、受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制を対応可能な範囲内におさめるよう努めることは、新型インフルエンザ等による健康被害や社会・経済活動への影響を最小限にとどめることにつながる。

新型インフルエンザ等対策における予防接種については、「特定接種」（医療の提供や国民生活及び国民経済の安定等の業務に従事する者に対する接種。特措法第28条）と「住民接種」（一般国民に対する接種。特措法第46条又は予防接種法（昭和23年法律第68号）第6条第3項）が予定されている。

◎ 特定接種

特定接種とは、特措法第28条に基づき「医療の提供並びに国民生活及び国民経済の安定を確保するため」に行うものであり、国がその緊急の必要があると認めるときに、臨時に行われる予防接種をいう。対象となり得る者は、次の①～③である。

① 「医療の提供の業務」又は「国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務」を行う事業者であって、厚生労働大臣の定めるところにより厚生労働大臣の登録を受けているもの（以下「登録業者」という。）のうち、これらの業務に従事する者（厚生労働大臣の定める基準に該当する者に限る。）

② 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる国家公務員

③ 新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員

登録事業者のうち特定接種対象となり得る者及び新型インフルエンザ等対策に実施に携わる国家公務員については国を実施主体として、新型インフルエンザ等対策に実施に携わる地方公務員については、当該地方公務員の所属する都道府県又は市町村を実施主体として、原則として集団的接種により実施する。

◎ 住民接種

ア) 住民接種

特措法において、新型インフルエンザ等緊急事態措置の一つとして住民接種の枠組みができたことから、新型インフルエンザ等緊急事態宣言が行われている場合は、特措法第46条に基づき、予防接種法第6条第1項の規定（臨時の予防接種）による予防接種を実施することとなる。

一方、緊急事態宣言が行われていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定（新臨時接種）に基づく接種を実施することとなる。

接種対象者については、以下の4群に分類することを基本とし、接種順位については、新型インフルエンザによる重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置

いた考え方、我が国の将来を守ることに重点置いた考え方、さらにこれらの考え方を併せた考え方により、国が決定する。

また、住民接種については、町が実施主体となり、原則として集団的接種により実施する。

- ① 医学的ハイリスク者：呼吸器疾患、心臓血管系疾患を有する者等、発症することにより重症化するリスクが高いと考えられる者
 - ・基礎疾患を有する者
 - ・妊婦
- ② 小児（1歳未満の小児の保護者及び身体的な理由により予防接種が受けられない小児の保護者を含む。）
- ③ 成人・若年者
- ④ 高齢者：ウイルスに感染することによって重症化するリスクが高いと考えられる群（65歳以上の者）

1) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>小児>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②成人・若年者 ③小児 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>小児>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②高齢者 ③小児 ④成人・若年者
- ・小児に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>小児>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

2) 我が国の将来を守ることに重点置いた考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(医学的ハイリスク者>高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
①小児 ②医学的ハイリスク者 ③高齢者 ④成人・若年者

3) 重症化、死亡を可能な限り抑えることに重点を置きつつ、あわせて我が国の将来を守ることに重点を置く考え方

- ・成人・若年者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(成人・若年者>高齢者の順で重症化しやすいと仮定)

- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③成人・若年者 ④高齢者
- ・高齢者に重症者が多いタイプの新型インフルエンザの場合
(高齢者>成人・若年者の順で重症化しやすいと仮定)
- ①医学的ハイリスク者 ②小児 ③高齢者 ④成人・若年者

イ) 住民接種の接種体制

住民接種については、御嵩町を実施主体として、原則として集団的接種により接種を実施する。また、接種に必要な医師等の従事者については、関係団体等の協力により確保する。

ウ) 留意点

特定接種と住民接種については、発生した新型インフルエンザの病原性などの特性やその際の医療提供・国民生活・国民経済の状況に応じて政府対策本部において総合的に判断し、決定される。

エ) 在宅療養者への支援

県、医療機関、その他の関係機関・団体と連携しながら、新型インフルエンザ等に罹患し、在宅で療養する患者への支援を行う。

オ) 医療関係者に対する要請

国及び都道府県は、予防接種を行うため必要があると認めるときは、医療関係者に対して必要な協力を要請又は指示（以下「要請等」という。）を行う。

(5) 医療

町は、県の医療体制の整備・確保を推進するための協力を行う。

(6) 住民生活及び地域経済の安定

新型インフルエンザは、多くの国民が罹患し、各地域での流行が8週間程度続くとされており、住民生活及び経済の大幅な縮小と停滞を招くおそれがある。

このため、町は新型インフルエンザ等発生時に、住民生活及び経済への影響が最小限となるよう、特措法に基づき事前に十分準備を行うことが重要である。

そこで、行政機関や医療機関・各事業者は、事前に職場における感染予防や従業員の勤務体制等、事業継続のための計画を定め、発生に備えることが必要である。

新型インフルエンザ等の発生時は、職場における感染対策の実施に努めるとともに、事業継続計画等を実施し、それに応じた活動を維持する。

5. 対策推進のための役割分担

① 国

国は、新型インフルエンザ等が発生したときは、自ら新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施し、地方公共団体や指定（地方）公共機関が実施する新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

また、国は、新型インフルエンザ等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査・研究に努めるとともに、WHO等の国際機関や諸外国との国際的な連携を確保し、新型インフルエンザ等に関する調査や研究に係る国際協力の推進に努める。

② 県

県は、特措法及び感染症法に基づく措置の実施主体としての中心的役割を担う。

新型インフルエンザ等が発生したときは、国の基本的対処方針に基づき、全庁一体となった対策を的確かつ迅速に実施する。

また、市町村と緊密な連携を図り、市町村における対策実施を支援するとともに、広域での対応が必要な場合には市町村間の調整を行う。

③ 町

町は、住民生活を維持していくためのライフラインの確保等生活支援や住民に対するワクチンの接種、新型インフルエンザ等発生時の要支援者への支援に関し、国や県の基本的対処方針に基づき、的確な対策を実施する。

また、対策の実施にあたっては、県や近隣市町村と緊密な連携を図る。

④ 医療機関

医療機関は、新型インフルエンザ等の発生前から、新型インフルエンザ等患者を診療するための院内感染対策や医療資器材の確保、新型インフルエンザ等の発生時における診療継続計画を策定し、地域における医療体制の整備を進めることが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その状況に応じて、診療継続計画に基づき、地域の医療機関が連携し医療を提供するよう努める。

⑤ 指定（地方）公共機関

指定（地方）公共機関は、新型インフルエンザ等が発生したときは、特措法に基づき、その業務について、新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する（特措法第3条第5項）

◆指定公共機関とは、独立行政法人、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び医療、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるもの。

◆指定地方公共機関とは、都道府県の区域において、医療、医薬品又は医療機器の製造販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社その他の公共的施設を管理する法人及び独立行政法人のうち、指定公共機関以外のもので、あらかじめ当該法人の意見を聴いて知事が指定するもの。

⑥ 登録事業者

登録事業者（特措法第28条に規定する特定接種の対象となる医療の提供の業務又は国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者で、厚生労働大臣の登録を受けているもの）については、新型インフルエンザ等の発生時においても最低限の住民生活を維持する観点から、それぞれの社会的使命を果たすことができるよう、新型インフルエンザ等の発生前から職場における感染対策の実施や重要業務の事業継続などの準備を積極的に行うことが重要である。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、その活動を継続するよう努める（特措法第4条第3項）。

⑦ 一般の事業者

一般の事業者については、新型インフルエンザ等の発生時に備えて、職場における感染対策を行うことが求められる。

また、新型インフルエンザ等の発生時には、感染防止の観点から、一部の事業を縮小することや、不特定多数の者が集まる事業を行う者については、感染防止のための措置の徹底が求められる。

⑧ 住民

新型インフルエンザ等に関する情報や発生時にとるべき行動など、その対策に関する知識を得るとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の個人レベルでの感染対策を実践するよう努める。また、発生時に備えて、個人レベルにおいても食料品・生活必需品等の備蓄を行うよう努める。

新型インフルエンザの発生時には、発生の状況や実施されている対策等についての情報を得て、感染拡大を抑えるための個人レベルでの対策を実施するよう努める。

第2章 各段階における対策

以下、各発生段階ごとに、目的、対策の考え方、主要6項目（実施体制、情報収集・提供及び共有、予防・まん延防止、予防接種、医療、住民生活及び地域経済の安定）の個別の対策を記載する。

実際に新型インフルエンザ等が発生した際には、病原性・感染力等のウイルスの特徴、地域の特性、その他の状況を踏まえ、患者等の人権への配慮や対策の有効性、実行可能性及び対策そのものが社会・経済活動に与える影響を総合的に勘案し、町行動計画等で記載するもののうちから、実施すべき対策を選択し決定する。

I 未発生期
●新型インフルエンザ等が発生していない状態。 ●海外において、鳥等の動物インフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況。
目的： 1) 発生に備えて体制の準備を行う。 2) 国・県との連携のもとに発生の早期確認に努める。
対策の考え方： 1) 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から警戒を怠らず、町行動計画等を踏まえ、県との連携を図り、対応対策の構築や訓練の実施等、事前の準備を推進する。 2) 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、住民全体での認識共有を図るため、継続的な情報収集・提供を行う。

(1) 実施体制

① 行動計画の策定と見直し

●特措法の規定に基づき、政府行動計画及び県行動計画を踏まえ、新型インフルエンザ等の発生に備えた行動計画等を策定し、必要に応じて見直しを行う。

② 体制の整備と関係機関との連携

●県や関係機関、関係団体と連携し、新型インフルエンザ等の発生に備え、平時からの情報交換や連携体制の確認、訓練を実施する。

(2) 情報収集・提供及び共有

① 情報収集

●県内のインフルエンザ発生状況について、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により把握する。

- 学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の情報（学級・学年閉鎖、休校等）を収集し、インフルエンザの流行状況を把握する。

② 情報提供・共有

●新型インフルエンザ等に関する基本的な情報や発生した場合の対策について、各種広報（町ホームページや防災行政無線、ケーブルテレビ等）の媒体を利用し、継続的に分かりやすい情報提供を行う。その際、新型インフルエンザ等には誰もが感染する可能性があること（感染したことについて、患者やその関係者には原則として責任はないこと）、個人レベルでの対策が全体の対策推進に大きく寄与することを伝える。

●マスク着用、咳エチケット、手洗い、人込みを避ける等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。

●新型インフルエンザ等発生時に、住民からの相談に応じるための相談窓口を設置する準備を進める。

(3) 予防・まん延防止

① 個人レベルでの対策

●マスク着用、咳エチケット、手洗い、人込みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を図る。また、自らの発症が疑わしい場合は、帰国者・接触者相談センターに連絡して指示を仰ぎ、感染を広げないよう不要の外出を控えること、マスク着用等の咳エチケットを行なうといった基本的な感染対策についての利用促進を図る。

② 地域レベルでの対策

●新型インフルエンザ等発生時に実施され得る、職場等における季節性インフルエンザ対策として実施されている感染対策についての利用促進を図る。

(4) 予防接種

特定接種、住民接種の実施について、国や県の協力を得ながら、医師会や関係機関と連携し、速やかに接種が行えるよう体制を構築する。

① 特定接種の準備

●国が定める登録実施要領に基づき行う登録作業に係る周知、事業者の登録申請の受付等に協力する。

●特定接種対象者となる職員をあらかじめ把握するとともに、医師会等からの協力を得て、医療従事者の確保、接種に要する器具等の確保を図り、職員への接種体制を構築する。

② 住民接種の準備

●国及び県の協力を得ながら、特措法第46条及び予防接種法第6条第3項に基づき、住民（町内に居住する者）に対し、速やかにワクチンを接種するための体制の構築を図る。

●円滑な接種を行えるよう、医師会等と連携の上、次の事項等に留意して、接種体制を構築する。

- ・医療従事者の確保（医師・看護師・受付事務等）
- ・接種場所の確保（医療機関・保健センター・学校等）
- ・接種に要する器具等の確保
- ・住民への周知方法

●接種のための会場については、人口1万人に1か所程度の接種会場を設ける。保健センターや学校など公的な施設を利用するか、医療機関に委託することにより、接種会場を確保する。

●円滑な接種の実施のために、あらかじめ市町村間で広域的な協定を締結するなど、居住する市町村以外の市町村における接種を可能にするよう努める。

（5）医療

① 地域医療体制への協力

●県等からの要請に応じ、適宜協力する。

② 医療体制の整備

●保健所や医師会、医療機関、近隣市町村等と連携を図りながら医療体制の整備を行う。

●社会福祉施設等の入所施設において、集団感染が発生した場合の医療提供の方法や施設内における感染拡大防止策について整備する。

●町内医療機関において新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合の対応について、医療機関への周知と確認をしておく。

（6）住民生活及び地域経済の安定

① 要支援者への生活支援

●高齢者、障害者等の要支援者をあらかじめ把握しておくとともに、具体的な生活支援（見回り、介護、訪問診療、食事の提供等）の整備を進める。

② 火葬能力等の把握

●火葬場の火葬能力及び一時的に遺体を安置できる施設等についての把握・検討を行い、火葬を円滑に行うための体制を整備する。

③ 物資及び機材の備蓄等

●町は、新型インフルエンザ等対策の実施に必要な医薬品その他の物資及び資材を備蓄等し、整備、点検する。

<p>II 県内未発生期（海外発生期～国内発生早期）</p>
<p>●海外で新型インフルエンザ等が発生した状態。 （海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況。）</p> <p>●国内で新型インフルエンザ等が発生しているが、県内では患者が発生していない状態。</p>
<p>目的：</p> <p>1）町内発生の遅延と早期発見に努める。</p> <p>2）町内発生に備えて体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1）新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、その場合は、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。</p> <p>2）対策の判断に役立てるため、海外・圏外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集・提供を行う。</p> <p>3）県内発生した場合には、早期に発見できるよう県内のサーベイランス・情報収集体制を強化する。</p> <p>4）海外・県外での発生状況について注意喚起するとともに、国内発生した場合の対策について、的確な情報提供を行い、医療機関、事業者、住民に準備を促す。</p> <p>5）医療機関等への情報提供、診療体制の確立、住民生活及び経済の安定のための準備、特定接種の実施、住民接種の準備等、県内発生に備えた体制整備を急ぐ。</p>

(1) 実施体制

① 町対策本部の設置

- 「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされた場合、速やかに「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」の規定に基づく町対策本部（以下「町対策本部」という。）を設置する。「(特措法第34条第1項)」また、対策本部会議を招集し、情報の集約・共有・分析を行う。

② 体制の整備と関係機関との連携

- 各担当部局の役割分担や、業務の実施体制を再確認し、対策準備を進める。
また、保健所や医師会、医療機関、消防本部、近隣市町村等関係機関との連携を密にし、情報を共有するとともに、町内発生時の医療体制や搬送体制を再確認し、対策準備を進める。

(2) 情報収集・提供及び共有

① 情報収集

- 新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報（症状、病例定義、致命率等）、治療法に関する情報、ワクチンの有効性・安全性等について情報を収集する。
- 引き続き、県内のインフルエンザ発生状況について、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により把握する。
- 引き続き、学校等におけるインフルエンザ様症状による欠席者の情報（学級・学年閉鎖、休校等）を収集し、インフルエンザの流行状況を把握する。
- 町内医療機関に対し、県が行う新型インフルエンザ等患者の全数把握に協力するよう要請する。

② 情報提供・共有

- 住民に対し、新型インフルエンザ等の発生状況などの情報提供を行い、注意喚起を促すとともに、町内で発生した場合の対策について周知する。
- 情報収集が困難なことが予想される外国人や視覚障害者等の情報弱者に対しても、受取手に応じた情報提供手段を講じる。

③ 相談窓口の設置

- 住民からの一般的な問い合わせに対応できるよう、「新型インフルエンザ等相談窓口」を設置する。
- 県が設置する「コールセンター」の利用を周知する。

(3) 予防・まん延防止

① 個人レベルでの対策

- マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染予防策の周知徹底を図る。また、発生地域への渡航・旅行者に対し注意喚起を行う。

② 学校・施設等の対策

- 学校・施設等における健康管理や感染予防策の徹底を図り、公共施設や公共交通機関の感染予防対策を進める。

③ 濃厚接触者対策

- 町内における新型インフルエンザ等患者の発生に備え、感染症法に基づく患者や濃厚接触者への対応について、県と連携し準備を進める。

(4) 予防接種

① 特定接種の実施

- 国が特定接種の実施を決定した場合、接種対象となる町職員に対し、本人の同意を得て特定接種を行う。

② 住民接種の実施

- 住民接種を速やかに実施できるよう、医師会や医療機関と連携し、具体的な実施に向けて準備を進める。

●パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、国が示す接種順位等の情報を基に、関係者の協力を得て接種を開始する。

(5) 医療

① 医療機関との情報共有

●国・県等から、新型インフルエンザ等の症例定義、診断・治療に関する情報が示された場合は、医師会や医療機関・医療従事者に迅速に提供する。

② 診療体制の確保

●発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状を有する者は、県が保健所に設置する「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。

●新型インフルエンザ等の患者が一般の医療機関を受診する可能性もあることから、院内感染対策や診療体制の整備を進めるとともに、新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

(6) 住民生活及び地域経済の安定

① 災害時避難行動要支援者への生活支援

●新型インフルエンザ等の発生が確認されたことを、災害時避難行動要支援者（以下「要支援者」という。）やその協力者へ連絡する。

●要支援者への生活支援対策について準備を進める。

② 火葬体制の整備

●火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保できるよう準備を進める。

●遺体の搬送・安置作業に必要な非透過性納体袋等の物品の準備について、県と調整する。

③ 生活関連物資等の価格の安定（緊急事態宣言がされている場合）

●住民生活及び経済の安定のために、物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

<p>Ⅲ 県内発生早期（国内発生早期～国内感染期）</p> <p>●県内で新型インフルエンザ等が発生しており、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態。</p>
<p>目的：</p> <p>1）町内での感染拡大をできる限り抑える。</p> <p>2）患者に適切な医療を提供する。</p> <p>3）感染拡大に備えた体制の整備を行う。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1）流行のピークを遅らせるため、引き続き感染対策を行う。政府が新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行った場合は、積極的な感染対策等をとる。</p> <p>2）医療体制や感染対策について周知し、個人一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、住民への積極的な情報提供を行う。</p> <p>3）国内での患者数が少なく、症状や治療に関する情報が限られている可能性が高いため、県と連携し、海外・国内の状況をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。</p> <p>4）新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、増大する医療需要への対応を行うとともに、医療機関での院内感染対策を実施する。</p> <p>5）県内感染期への移行に備えて、医療提供体制の確保、住民生活及び経済の安定確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。</p> <p>6）住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整った場合はできるだけ速やかに実施する。</p>

(1) 実施体制

① 町対策本部の設置

●「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」がされた場合、直ちに町対策本部を設置する。また、対策本部会議を招集し、情報の共有を図るとともに、町内発生に備えて対策の協議を行う。

② 体制の整備と関係機関との連携

●保健所や医師会、医療機関、消防、近隣市町村等関係機関との連携を密にし、情報を共有するとともに、町内発生時の医療体制や搬送体制を再確認し、町内感染に備える。

(2) 情報収集・提供及び共有

① 情報収集

●新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報（症状、病例定義、致命率等）、治療法

やワクチン等に関する情報を収集する。

●引き続き、「岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム」により、県内・町内の感染情報を把握する。

●引き続き、学校等における発生状況を把握する。

●町内医療機関に対し、引き続き、県が行う新型インフルエンザ等患者の全数把握に協力するよう要請する。

② 情報提供・共有

●住民に対して、利用可能なあらゆる広報媒体を利用して、県内・町内の発生状況と具体的な感染対策等を分かりやすく、できる限り迅速に情報提供する。

●町内の発生状況を公表する際には、患者が特定されないように配慮するとともに、新型インフルエンザ等は、誰もが感染する可能性があることを伝え、風評被害が生じないよう冷静な対応を呼びかける。

③ 相談窓口の設置

●相談窓口の体制を強化し、国から提供されるQ&Aを活用し、住民からの相談等に対応する。

●県が設置する「コールセンター」の利用を周知する。

(3) 予防・まん延防止

① 個人レベルでの対策

●引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい、人込みを避ける等の基本的な感染予防策の周知徹底を図る。

② 学校・施設等の対策

●引き続き、学校・施設等における健康管理や感染予防策の徹底を図り、公共施設等の感染予防対策を進める。

③ 濃厚接触者対策

●感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導等）を行う。

(4) 予防接種

① 住民接種の実施

●国の実施要領に基づき、パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、医師会や医療機関との連携のもと、住民接種を進める。

※緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種、緊急事態宣言がされている場合は、特措法第46条の規定に基づく臨時の予防接種となる。

② 住民接種の広報・相談

●住民に対して、接種の目的や優先接種の順位、実施方法、ワクチンの有効性等の情報を的確に伝え、円滑に接種が行えるように努める。

●実施主体として、住民からの基本的な相談に応じる。

③ 住民接種の有効性。安全性に関する調査

●町は、あらかじめ医療機関へ予防接種副反応報告書・報告基準を配布し、国の住民接種の安全性に係る調査に協力する。

(5) 医療

① 医療機関との情報共有

●国・県等から、新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報が示された場合は、医師会や医療機関・医療従事者に迅速に提供する。

●町内の感染状況や診療状況について、町内医療機関の情報共有を図り、適切な医療の提供に努める。

② 診療体制の確保

●発生国からの帰国者やその濃厚接触者であって、発熱・呼吸器症状を有する者は、県が保健所に設置する「帰国者・接触者外来」を受診するよう周知する。

●新型インフルエンザ等と診断された者に対しては、原則として感染症指定医療機関等に移送し、入院措置を行う。

●新型インフルエンザ等の患者が一般の医療機関を受診する可能性もあることから、院内感染対策や診療体制の整備を進めるとともに、新型インフルエンザ等の患者又は疑い患者と判断された場合は、直ちに保健所に連絡するよう要請する。

●新型インフルエンザ等患者の濃厚接触者、医療従事者又は救急隊員であって十分な防御なく曝露した者には、必要に応じて、抗インフルエンザウイルス薬の予防投与等の対策を行うことを周知する。

●臨時の医療施設での医療提供が予測される場合は、県と協議のうえ、当該施設を確保する。

(6) 住民生活及び地域経済の安定

① 要支援者への生活支援

●要支援者への生活支援策（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、搬送、死亡時の対応等）について、関係団体等の協力を得て実施する。

② 火葬体制の整備

●引き続き、火葬体制の整備を図るとともに、火葬場の火葬能力の限界を超える事態が起こった場合に備え、一時的に遺体を安置できる施設を確保できるよう準備を進める。

③ 生活関連物資等の価格の安定（緊急事態宣言がされている場合）

●住民生活及び経済の安定のために物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、生活関連物資の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう監視するとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

●必要に応じて相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

④ 水の安定供給（緊急事態宣言がされている場合）

●水道事業者である町は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。（特措法第52条第2項）

●必要に応じて相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

IV 県内感染期（国内感染期）

●県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態。

目的：

- 1) 医療体制を維持する。
- 2) 健康被害を最小限に抑える。
- 3) 住民生活・経済への影響を最小限に抑える。

対策の考え方：

- 1) 感染拡大を止めることは困難であるため、対策の主眼を、早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に切り替える。
- 2) 状況に応じた医療体制や感染対策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、一人ひとりがとるべき行動について分かりやすく説明するため、積極的な情報提供を行う。
- 3) 流行のピーク時の入院患者や重症者の数をなるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4) 医療体制の維持に全力を尽くし、必要な患者が適切な医療を受けられるようにし、健康被害を最小限にとどめる。
- 5) 欠勤者の増大が予測されるが、住民生活・経済への影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6) 住民接種の体制が整った場合は、できるだけ速やかに接種を行う。
- 7) 状況の進展に応じ、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

(1) 実施体制

① 体制の整備、関係機関との連携

- 対策本部会議を随時開催し、情報の共有を図るとともに、諸対策の実施について協議・調整を行う。
- 住民への行政サービスや事業を縮小・延期等する場合は、住民への周知を図り、混乱を招かないようにする。
- 保健所や医師会、医療機関、消防、近隣市町村等関係機関との連携を密にし、情報を共有しながら諸施策を実施する。

(2) 情報収集・提供及び共有

① 情報収集

- 引き続き、新型インフルエンザ等の発生状況、疫学情報、治療法やワクチン等に関する情報を収集する。
- 学校・保育所・幼稚園・社会福祉施設等の感染状況については、引き続き情報を把握する。
- 医療機関を通じて、町内のインフルエンザ受診者数の状況を把握する。

② 情報提供・共有

- 住民に対し、引き続き町内外の発生状況や対策及び医療体制等の情報提供を行う。
- 引き続き県や関係機関とインターネット等を活用し、情報共有を図る。

③ 相談窓口の設置

- 相談窓口を継続し、国から提供されるQ&Aを活用し、住民からの相談等に対応する。
- 引き続き、県が設置する「コールセンター」の利用を周知する。

(3) 予防・まん延防止

① 個人レベルでの対策

- 引き続き、マスク着用、咳エチケット、手洗い・うがい及び人込みを避ける等の基本的な感染予防策の周知徹底を図る。

② 学校・施設等の対策

- 引き続き、学校・保育所・幼稚園・福祉施設等における健康管理や感染予防策の徹底を図る。
- 事業所に対し、職場における感染対策の徹底を要請する。また、当該感染症の症状が認められた従業員の健康管理・受診の勧奨を依頼する。

③ 濃厚接触者対策

- 感染症法に基づき、患者への対応（治療・入院措置）や患者の同居者等の濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察、有症時の対応指導等）を行う。

(4) 予防接種

① 住民接種の実施

●医師会や医療機関との連携のもと、住民接種を進める。

② ワクチンの供給

●ワクチンの円滑な供給について、引き続き県や医療機関等との調整を進める。

(5) 医療

① 医療機関との情報共有

●引き続き、国・県等から、新型インフルエンザ等の診断・治療に関する情報が示された場合は、医師会や医療機関・医療従事者に迅速に提供する。

●引き続き、町内の感染状況や診療状況について、町内医療機関の情報共有を図り、適切な医療の提供に努める。

② 診療体制の確保

●医療機関の従業員の勤務状況及び医療資器材・医薬品の在庫状況を確認し、新型インフルエンザ等やその他の疾患に係る診療が継続されるよう医師会や保健所等と調整を行う。

●帰国者・接触者外来、感染症法に基づく患者の入院勧告を中止し、原則として一般の医療機関において新型インフルエンザ等の患者の診療を行うことを、医師会を通して医療機関へ通知する。

●入院治療は重症患者を対象とし、それ以外の患者に対しては在宅での療養を要請するよう、関係機関に周知する。

●在宅で療養する新型インフルエンザ等患者に対し、関係団体の協力を得ながら、見回り、訪問看護、訪問診療、食事の提供、医療機関への移送等の支援を行うとともに、自宅で死亡した患者への対応を行う。

③ 緊急事態宣言がされている場合の措置

●病床等が不足した場合、医療機関における定員超過入院等について、県と調整を行い実施する。

●臨時の医療施設の開設について、県の委任を受けて実施する。

(6) 住民生活及び地域経済の安定

① 要支援者への生活支援

●要支援者への生活支援策（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事提供、搬送、死亡時の対応等）について、関係団体等の協力を得て実施する。

② 生活物資の安定供給

●生活関連物資等の便乗値上げや売惜しみ、買占めが生じないように、引き続き、事業者や住民に対して適切な行動を呼びかける。

③ 火葬・遺体安置等

●死亡者が増加し、火葬場の火葬能力の限界を超えることが明らかになった場合には、遺体を一時的に安置するための臨時遺体安置所を設置する。また、遺体の保存作業のために必要となる人員を確保する。

●万が一、臨時遺体安置所において収容能力を超える事態となった場合は、臨時遺体安置所の拡充について早急に措置を講ずるとともに、県から火葬場の火葬能力の最新情報を得て、円滑に火葬が行われるよう努める。

④ 緊急事態宣言がされている場合の措置

(水の安定供給)

●水道事業者である町は、それぞれの行動計画で定めるところにより、消毒その他衛生上の措置等、新型インフルエンザ等緊急事態において水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を講ずる。

(生活物資の安定供給)

●物価の安定及び生活関連物資等の適切な供給を図る必要があることから、県と連携して生活関連物資等の価格が高騰しないよう、また、買占め及び売惜しみが生じないよう、調査・監視をするとともに、必要に応じ、関係事業者団体等に対して供給の確保や便乗値上げの防止等の要請を行う。

●生活関連物資の需給・価格動向や実施した措置内容について、住民への迅速かつ的確な情報共有に努めるとともに、必要に応じ、住民からの相談窓口・情報収集窓口の充実を図る。

(火葬・遺体安置等)

●新型インフルエンザ等緊急事態において、死亡者の数に火葬能力が追いつかず、火葬を行うことが困難な状態にあり、火葬の実施までに長期間を要し、公衆衛生上の危害の発症を防止するため緊急の必要があると認められるときは、新型インフルエンザ等に感染した遺体に十分な消毒を行った上で一時的に墓地に埋葬することを考慮する。

●その際、あらかじめ、新型インフルエンザ等に起因して死亡したことを確認の上、遺族の意思を確認するものとする。また、近隣に埋葬可能な墓地がない場合には、転用しても支障がないと認められる公共用地等を臨時の公営墓地とした上で当該墓地への一時的な埋葬を認めるなど、公衆衛生を確保するために必要となる措置について、状況に応じて検討する。

●国が、特措法第56条第1項に基づき、当該市町村長以外の市町村長による埋葬又は火葬の許可等の特例を定めた場合、町は当該特例に基づき埋火葬に係る手続きを行う。

V 小康期（小康期）
<ul style="list-style-type: none"> ● 新型インフルエンザ等の患者の発症が減少し、低い水準でとどまっている状態。 ● 大流行はいったん終息している状態。
<p>目的：</p> <p>1) 住民の生活及び経済の回復を図り、流行の第二波に備える。</p>
<p>対策の考え方：</p> <p>1) 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、資機材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。</p> <p>2) 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について住民に情報提供する。</p> <p>3) 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。</p> <p>4) 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。</p>

(1) 実施体制

① 対策本部の廃止

- 国が緊急事態の解除宣言を行ったときは、町対策本部を廃止する。

② 対策の評価・見直し

- 今回の流行への対策について評価を行い、再流行に備えた対策を協議する。
- 対策の評価を踏まえ、必要に応じ、町行動計画等の見直しを行う。

(2) 情報収集・提供及び共有

① 情報収集

- 引き続き、新型インフルエンザ等に関する情報を収集する。
- 再流行を早期に探知するため、学校等での新型インフルエンザ等の集団発生状況を把握する。

② 情報提供・共有

- 住民に対して、第一波の終息と第二波発生の可能性やそれに備える必要性などの情報提供を行う。
- 活動の自粛等の解除について、住民や関係機関に周知する。

③ 相談窓口の縮小

- 町の相談窓口体制を縮小する。

(3) 予防・まん延防止

① 基本的予防策の周知

- 引き続き、住民に対し、インフルエンザの基本的な予防策（手洗い、うがい、マスクの着用等）の周知を行う。また、学校、施設等の感染対策を進める。

② 資機材の備蓄

- 防護服やマスク、消毒薬等の資機材を備蓄する。

(4) 予防接種

① 住民接種

- 流行の第二波に備え、国の指示に基づき、住民接種を進める。

② ワクチンの供給

- ワクチンの円滑な供給について、引き続き、県や医療機関等との調整を進める。

(5) 医療

① 医療体制

- 医療機関に対して、通常の診療体制に戻すことを連絡するとともに、引き続き、感染予防対策を行うよう周知する。

(6) 住民生活及び地域経済の安定

① 要支援者への対策

- 新型インフルエンザ等に罹患し在宅で療養する場合に支援が必要な患者について、患者や医療機関等から要請があった場合には、引き続き県と連携し、必要な支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）を行う。

② 生活物資の安定供給

- 生活関連物資等の便乗値上げや売惜しみ、買占めが生じないよう、引き続き、事業者や住民へ適切な行動を呼びかける。

③ 新型インフルエンザ等緊急事態措置の縮小・中止等

- 町は、国・県等と連携し、国内の状況等を踏まえ、対策の合理性が認められなくなった場合には、新型インフルエンザ等緊急事態措置を縮小・中止する。

<資 料>

○御嵩町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 22 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、御嵩町新型インフルエンザ等対策本部(以下「対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、対策本部の事務を整理する。ただし、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、対策本部の事務に従事する。

4 対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町の職員のうちから、町長が任命する。

(会議)

第 3 条 本部長は対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ対策本部の会議(以下「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員その他町の職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

(部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この条例は、法の施行の日から施行する。

＜岐阜県内の感染症指定医療機関＞

【第一種感染症指定医療機関】

医療機関名	所在地	感染症病床数
岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町3丁目36番地	2床

【第二種感染症指定医療機関】

医療圏	医療機関名	所在地 電話番号	感染症 病床数
岐阜圏域	岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町3丁目36番地 (058) 231-2266	6床
西濃圏域	大垣住民病院	大垣市南頬町4丁目86番地 (0584) 81-3341	6床
中濃圏域	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	関市若草通5丁目1番地 (0575) 22-2266	6床
東濃圏域	独立行政法人 岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町5丁目161番地 (0572) 22-5311	6床
飛騨圏域	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	高山市中切町1番地1 (0577) 32-1155	4床

【結核病床を有する指定医療機関】

医療圏	医療機関名	所在地 電話番号	感染症 病床数
岐阜圏域	独立行政法人国立病院機構 長良医療センター	岐阜市長良1300番地7 (058) 232-7755	52床
	羽島住民病院	羽島市新生町3丁目246番地 (058) 393-0111	10床
西濃圏域	大垣住民病院	大垣市南頬町4丁目86番地 (0584) 81-3341	40床
中濃圏域	郡上市国保白鳥病院	郡上市白鳥町為真1205番地1 (0575) 82-3131	4床
東濃圏域	独立行政法人 岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町5丁目161番地 (0572) 22-5311	13床
	市立恵那病院	恵那市大井町2725番地 (0573) 26-2121	10床
飛騨圏域	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	高山市中切町1番地1 (0577) 32-1155	8床

<用語解説>

☆**新型インフルエンザ等対策特別措置法**（平成24年法律第31号）

新型インフルエンザ等に対する対策の強化を図ることで、国民の生命及び健康を保護し国民生活や国民経済に及ぼす影響を最小限にすることを目的として、平成24年5月に制定された。

☆**新型インフルエンザ**

新たに人から人に感染する能力を有することとなったインフルエンザウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。毎年流行を繰り返す季節性のインフルエンザとはウイルスの抗原性が大きく異なり、ほとんどの人がそのウイルスに対する免疫を獲得していないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、急速かつ大規模なまん延を引き起こし、世界的流行（パンデミック）となるおそれがある。

☆**パンデミック**

感染症の世界的大流行。

特に新型インフルエンザのパンデミックは、ほとんどの人が新型インフルエンザウイルスに対する免疫を持っていないため、ウイルスが人から人へ効率よく感染し、世界中で大きな流行を起こすことを指す。

☆**サーベイランス**

見張り、監視制度という意味。

疾患に関してさまざまな情報を収集して状況を監視することを意味する。特に、感染症法に基づいて行われる感染症の発生状況（患者及び病原体）の把握及び分析のことを示すこともある。

☆**岐阜県リアルタイム感染症サーベイランスシステム**

県内のインフルエンザ及び小児感染症の患者発生状況、各学校の感染症による休業の情報について、Web上でデータ収集し、自動的に集計、公表を行う(社)岐阜県医師会のサーベイランスシステム。

☆**新型インフルエンザ等緊急事態宣言**

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等が国内で発生し、全国的かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合に、政府対策本部長（内閣総理大臣）が行う宣言のこと。

☆パンデミックワクチン

新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。

☆感染症指定医療機関等

感染症法で指定されている感染症の中で、危険性が高く特別な対応が必要な感染症の患者を治療する医療施設。特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関、結核指定医療機関がある。

☆抗インフルエンザウイルス薬

インフルエンザウイルスの増殖を特異的に阻害することによって、インフルエンザの症状を軽減する薬剤。ノイラミニダーゼ阻害剤は、抗インフルエンザウイルス薬の一つであり、ウイルスの増殖を抑える効果がある。